

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 農業施設資金の融通に関する規則
- ◇訓令 失業保険特別会計物品取扱細則の廃止
- ◇告示 建設業者の登録まつ、消種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額馬伝染性貧血検査等の実施
- ◇選管告示 選挙権を有する者の総数の三分の一の数及び五十分の一の数

◇公安規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名

称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正
◇公告 毒物及び劇物取扱者試験の実施

規則

農業施設資金の融通に関する規則をここに公布する。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十四号

農業施設資金の融通に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、農業者及び農業協同組合に対し、農業生産力の維持及び農家福利の向上に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、農業の振興と農業経営の安定を図りもつて農村経済の自立に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「農業者」とは耕種、養畜及び養蚕の業を営む個人をいう。

2 この規則において「施設資金」とは、知事の指定する金融機関（以下「融資機関」という。）が次に掲げる資金として農業者若しくは農業協同組合（以下「組合」という。）に対し貸付けけるものをいう。

- 一 動力農機具の導入資金
- 二 自給飼肥料施設資金
- 三 農村工業施設、副業施設及び共同作業場施設資金
- 四 その他農業経営の改善及び生産拡充に必要な施設資金

（利子補給金の支給）

第三条 県は融資機関がこの規則の定めるところにより、施設資金を農業者若しくは組合に貸付けたときは、当該融資機関に対し利子補給金を支給する。

2 前項の規定により県が融資機関に対し支給する利子補給金の額は、当該利子補給金の対象となつた融資残高について年三分の割合で計算した額とする。

3 第一項の規定により県が融資機関に対し利子補給金を支給する期間は各融資につきその融資が行われた日から融資期間満了の日までとする。

（貸付限度）
第四条 貸付額は、その施設に要する経費の八割を限度とする。

2 前項の場合において、農業者に対する貸付額は一人について十万円をこえてはならない。但し、知事が特に必要と認めたときはこの限りでない。

（利率）

第五条 農業者に対する融資の利率は、年八分五厘以内とする。

2 組合に対する融資の利率は年八分以内とする。

（融資期間及び償還方法）

第六条 融資期間は、三年以内とする。

2 償還方法は、年一回又は二回の元本均等償還とする。

（融資額）

第七条 融資は、昭和三十年度において行い、融資総額

は二千万円を限度とする。

（貸付）

第八条 施設資金の貸付は、知事が別表に掲げる融資対象選定基準により農業施設資金借入資格者として認定したもののうちから融資機関が決定する。

2 施設資金を借り受けようとするものは、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて昭和三十年八月三十一日までに知事に提出しなければならない。

- 一 農業施設資金借入調書
- 二 農業施設資金借入認定申請副申書
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第一項の認定をしたときは、認定書を融資機関に交付する。

（損失補償）

第九条 融資を受けたものに償還期限到来後三月を経過しても、元本又は利子（遅延利子を含む。）の履行遅滞がある場合は、県は融資機関に対して、当該損失額又は当該損失補償の対象となつた貸付金総額の百分の

三十に相当する額のどちらか低い額で損失補償をする。

（債権回収）

第十条 融資機関は、前条の損失補償を受けた後において当該融資にかかる債権の回収を行つた場合、損失補償額より債権行使のために必要とした費用を控除し残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、その金額を県に返納しなければならない。

（補給金の制限及び取消）

第十一条 融資機関がこの規則に違反したときは、県は、当該融資機関に対し利子補給金を支給せず又はすでに支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

01100 011

その他	共同選果場	設置するもの	〃	〃
農業経営の改善及び生産拡充に必要な施設資金	果樹園資材	養蚕地帯における上簇改良を行うことにより品質の改善並びに経営の合理化をはかり経済効果の期待できるもの	県において優良と認めるもの	農業者、組合
	そ菜種子、集荷場	県及び県果美農業協同組合連合会の施設計画に基く選果場	木造瓦ぶき又はトタンぶきの二十坪以上のコンクリート床	〃
	たばこ乾燥場施設	県の果樹増産計画に基き増産を奨励する地域で果樹がその市町村の重要産物であつて果樹園一反歩以上を経営している農家が棚用資材の共同購入及び施設の共同設置を行うもの	柱はコンクリート製とし、スミ柱三寸×三寸、長さ七尺五寸、周中柱二寸×三寸、長さ九尺のもの、反当五寸、本以上使用すること、鉄線亜鉛五八番線五貫以上、同十番線反当五貫以上使用するもの	〃
	そ菜集荷場	そ菜種子の改良並びに増産を図るため農業者が共同使用の目的をもつて設置するもの又は組合施設として共同利用の目的で設置を行うもの	木造トタン又は瓦ぶき四坪以上	〃
		県並びに県園草耕作組合理合会の増産計画に基く乾燥場施設	木造瓦ぶき十八坪以上、土間コンクリート	農業者
		県及び県関係団体のそ菜販売に基く県外出荷改善施設		

(別記)
 農業施設資金借入認定申請書
 受付番号 No.

00001

- 1 貸付対象施設名
- 2 貸付対象施設概要
- 3 借り受ける事業の概要
- 4 事業に必要な資金総額
- 5 借り受けようとする金額
- 6 借り受けようとする理由
- 7 借り受けようとする時期
- 8 償還期限
- 9 保証人に関する事項
- 10 既存施設の概況及び参考事項

上記のとおり農業施設資金の借入れをしますので、農業施設資金借入資格者として認定下さいますようお願い関係書類を添へ申請致します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿
 住所 氏名(名称、代表者氏名)
 備考 1 提出する書類は貸付対象施設ごとに4部提出すること。

- 2 貸付対象施設欄は別表貸付の対象となる施設名を記載すること。
- 3 数量欄は購入又は設置しようとする数量を記載すること、この場合面積の併当ものについては対象面積を附記すること。
- 4 借り受けにかかるとする事業の概要は目的及び利用方法等の大要を記載すること。
- 5 保証人に関する欄は理事、監事及び組合員の保証の存在及び方法等について記載すること。
- 6 既存施設の概況及び参考となる事項欄は、申請市町村の既存数量及び事業の立地条件及び経済環境等について記載すること。

訓令

鳥取県訓令第十八号

民生労働部失業保険課
各公共職業安定所

失業保険特別会計物品取扱細則(昭和二十四年一月鳥取県訓令甲第二号)は廃止する。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

告示

鳥取県告示第二百八十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十年六月七日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	遠藤	茂
鳥取県知事登録(は)第一三四号	昭和二十九年一月二十三日	田中組	岩美郡岩美町大字高住一八	田中繁市
				申請者氏名
				登録まつ消年月日
				昭和三十年五月二十四日

鳥取県告示第二百八十一号

昭和二十九年十月鳥取県告示第五百号(鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第四号)第二条の規定に基く種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額について)の一部を次のように改正し昭和三十年五月二十日から実施する。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

別表中

「第十三スプリング ジュマイマフエーン」	ホルスタ イン種	出張種付の場合 ひきつけ	一、二〇〇〇円	三五〇円	二〇〇円	鳥取県種畜場 繋養
第四十三キングベツシー ジュラルデザイン	"	出張" ひきつけ	一、二〇〇〇円	三五〇円	一〇〇〇円	"
キングベツシー セジスマツキンレー	"	出張" ひきつけ	一、二〇〇〇円	三五〇円	二〇〇円	"
「第十三スプリング ジュマイマフエーン」	ホルスタ イン種	出張種付の場合 ひきつけ	八〇〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	鳥取県種畜場 繋養
第四十三キングベツシー ジュラルデザイン	"	出張" ひきつけ	八〇〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	"
キングベツシー セジスマツキンレー	"	出張" ひきつけ	八〇〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	"
「鳥取第二 を	日本コリデール種	二五〇円	一〇〇円	一五〇円	浜村家畜保健衛生所繋養	
「鳥取第二 優 隆	日本コリデール種 重半血種	二五〇円	一〇〇円	一五〇円	浜村家畜保健衛生所繋養	
			一、〇〇〇円	二〇〇円	鳥取県種畜場繋養	

鳥取県告示第二百八十三号

次のように馬伝染性貧血検査及び流行性脳炎予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して検査及び予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 馬伝染性貧血、流行性脳炎予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬伝染性貧血検査
流行性脳炎予防注射 馬
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射の別及びその方法
馬伝染性貧血検査—一般検査、赤血球数の計算、掛鉄細胞の検出
流行性脳炎予防注射—皮下注射

別表

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の二の数及び五分の一の数は次のとおりである。

実施期日	実施区域	実施場所
六月 九日	日野郡多里村	同上
" 十日	伯耆町	"
" 十一日	"	"
" 十三日	阿毘村	"
" 十四日	大宮村	"
" 十五日	石見村	"
" 十六日	福栄村	"
" 十七日	黒坂町	"

昭和三十年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
 鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 倉吉市〃
 米子市〃
 岩美郡〃
 八頭郡〃
 気高郡〃
 東伯郡〃
 西伯郡〃
 日野郡〃

二九、七二〇
 七、七八三
 一九、一六二
 九、九八一
 一七、七八八
 七、四〇一
 一四、四二七
 五、七五七
 一七、八六七
 一九、〇八八
 八、二三二

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一種 類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二期 間 自昭和二十九年七月三十一日 至昭和二十九年十二月三十一日 (定期)

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
機関車政治連盟米子支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年三月九
自由党鳥取県支部	1	3,000円	1	3,000円	1	1円	1	3,750円	1	1円	1	1円	二、一、三〇
自由党鳥取県西部支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	一、一、〇〇
全国専売事業政治連盟米子支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	一、一、〇〇
大韓民国居留民団鳥取支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	一、一、〇〇
鳥取県青年婦人会議	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	一、一、〇〇
鳥取県労働組合協議会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	一、一、〇〇
日本共産党鳥取県委員会	1	2,126円	1	2,126円	1	1円	1	2,126円	1	1円	1	1円	一、一、〇〇
日本共産党鳥取県支部	1	3,400円	1	3,400円	1	1円	1	5,877円	1	1円	1	1円	一、一、〇〇
日本共産党西地区委員会	1	1,450円	1	1,450円	1	1円	1	1,450円	1	1円	1	1円	一、一、〇〇
日本社会党鳥取県連合会	1	3,600円	1	3,600円	1	1円	1	3,500円	1	1円	1	1円	二、一、三〇

日本社会党鳥取県連東伯支部
日本社会党鳥取県連合会
米子支部

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主なる事務所の所在地
自由党鳥取県支部	三、〇〇〇円	一	徳安実蔵	国会議員	鳥取県高郡青谷町
鳥取県労働組合協議会	二九、二八六	一	電気産業労働組合	労働組合	鳥取市
日本共産党鳥取県委員会	四、五〇〇	六	徳田忠義	製造業	倉吉市
	六、五〇〇	六	今村雄一	医師	鳥取市
	一四、〇〇〇	五	鈴木鋭	政党役員	鳥取市
	四、〇〇〇	四	松田正徳	製材業	東伯郡東伯町
	二、〇〇〇	四	裏坂憲一	農業	八頭郡船岡町
	一、五〇〇	三	西橋喜代雄	商業	鳥取市
	一、五〇〇	三	駒井重雄	農業	倉吉市
	一八、〇〇〇	一	足鹿覚	国会議員	米子市
日本社会党鳥取県連合会	一八、〇〇〇	一	中田吉雄	"	鳥取市

(二) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
自由党鳥取県支部	一三、五〇〇円	五	通信費
鳥取県労働組合協議会	一、五〇〇	三	会場費
日本共産党鳥取県委員会	二九、二八六	一〇	旅人件費
	三九、五〇〇	一七	人件費
	五、五七七	六	家屋費
	五、六八〇	八	交通費
	七、九八〇	六	文具費
日本共産党伯西地区委員会	一〇、〇〇〇	二	給料
	四、五八〇	三	消耗品費
日本社会党鳥取県連合会	二五、〇〇〇	五	人件費

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十三条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された政党、協会その他の団体又はその支部の昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙に關しなされた收支に關する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二期間 昭和二十九年十一月九日から昭和二十九年十二月四日まで

三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
汗入川西連合、青年団	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	昭和二十九年十二月二日
機関車政治連盟米子支部	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	昭和二十九年十二月二日
国鉄労働組合政治連盟米子支部	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	昭和二十九年十二月二日
自治労働協政治連盟鳥取県支部	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	昭和二十九年十二月二日
自由党鳥取県東部支部	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	昭和二十九年十二月二日
自由党鳥取県西部支部	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	昭和二十九年十二月二日
自由党鳥取県連合支部	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	昭和二十九年十二月二日
眞政同志会	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	昭和二十九年十二月二日

全国専売事業政治連盟米子支部	中国税職員組合鳥取稅務支部	直道会	鳥取県医師連盟	鳥取県青年婦人会	鳥取県西部地区青年協議会	日本共産党鳥取県西伯地	日本社会党鳥取支部連合会	日本社会党鳥取支部連合会	日本社会党鳥取支部連合会	日本民主教育政治連盟鳥取支部
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1	1	1	1	1						

自由党鳥取県連合支部	10,000	1	岩垣新一郎	会社役員	鳥取市	四、二七
西部地区青年団協議会	10,000	1	"	"	"	三、二〇
全国専売事業政治連盟米子支部	10,000	1	"	"	"	三、一七
鳥取県青年婦人会議	10,000	1	"	"	"	三、一七
直道会	10,000	1	"	"	"	三、一七
日本共産党伯西地区委員	10,000	1	"	"	"	四、七五
日本社会党鳥取県連合会	10,000	1	"	"	"	三、一七
日本社会党鳥取県連合会米子支部	10,000	1	"	"	"	三、一七
米子市東部連合青年団	10,000	1	"	"	"	三、一七
国鉄労組政治連盟米子支部	10,000	1	"	"	"	三、一七
合計	39,300	11				

四 主たる寄附者及び支出

一 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
自由党鳥取県支部	五、〇〇〇円	1	自由党		東京都千代田区
自由党鳥取県支部鳥取部会	五、三九〇	1	徳安実蔵	会社社長	鳥取県気高郡青谷町
	二、五五三	1	野坂廉蔵	社長	鳥取市

自由党鳥取県連合支部	10,000	1	岩垣新一郎	会社役員	鳥取市
自由党鳥取県支部	10,000	1	常田雅雄	"	"
自由党鳥取県支部鳥取部会	20,000	1	建部邦雄	林業	鳥取県八頭郡智頭町
政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的		
自由党鳥取県支部	一、一五〇	1	演説会場使用料		
	三、四〇〇	1	雑費		
	一、一五〇	1	借料		
	五、六〇〇	1	労務賃		
	四、〇〇〇	1	労務者手当		
	四、〇〇〇	1	広告料		
	七、七二〇	4	食糧費		
	一三、一八三	1	通信費		
	四、〇五〇	1	雑費		
	一〇、〇〇〇	1	事務員手当		
	六、〇〇〇	1	通信費		
	四、〇〇〇	1	食料費		
	一七二、七〇〇	11	旅費		

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年六月七日

鳥取県公安委員会委員長 寺 谷 英 太 郎

鳥取県公安委員会規則第四号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表 二

巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

三〇〇	一	食糧費
四八、九二〇	二	寄附金
五、八〇〇	三	会議費
九二〇	二	文具費
七〇〇	一	通信費

鳥取県郡家警察署

一九	河原 巡査部長派出所詰	河原町大字河原	河原町
二〇	国英村 巡査駐在所	国英村大字山手	国英村
二一	散岐村 八上村	散岐村大字佐貫	散岐村 八上村
二二	西郷村	西郷村大字中井	西郷村

鳥取県郡家警察署

一九	河原 巡査部長派出所詰	河原町大字河原	河原町のうち大字河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋河原、布袋、稻常
二〇	河原町 釜口巡査駐在所	大字釜口	三谷、今在家、徳吉
二一	佐貫	大字佐貫	山上、小倉、大字佐貫、八日市、和奈見、水根、大字中井、本鹿、牛戸、神馬、小河内、湯谷、小畑、弓河内、北
二二	中井	大字中井	

鳥取県智頭警察署

九	社村	社村大字宮原	社村
一〇	佐治村	佐治村大字加瀬木	佐治村
一一	用ヶ瀬町	用ヶ瀬町大字用瀬	用ヶ瀬町
一二	大村	大村大字鷹狩	大村

鳥取県八橋警察署

七	中山村石井垣	中山村大字石井垣	中山村のうち大字石井垣、樋口、八重 東積、羽田井、退休寺
八	赤坂	大字赤坂	大字赤坂、下甲、御崎、田中、栄田 潮音寺
九	東伯町浦安	東伯町大字浦安	東伯町のうち大字浦安、下伊勢、上伊勢、金屋、中尾、槻下(二軒屋を除く)
一〇	逢束	大字逢束	大字逢束、徳方、丸尾、保、槻下のうち二軒屋
一一	由良町	由良町大字由良宿	由良町
一二	大栄町瀬戸	大栄町大字瀬戸	大栄町のうち大字瀬戸、六尾、島、穂波、西穂波、原、西園、東園
一三	亀谷	大字亀谷	大字亀谷、下種、上種、西高尾、東高尾、岩坪

鳥取県八橋警察署

七	上中山村	上中山村大字石井垣	上中山村
八	下中山村	下中山村大字赤坂	下中山村
九	東伯町浦安	東伯町大字浦安	東伯町のうち大字浦安、下伊勢、上伊勢、金屋、中尾、槻下(二軒屋を除く)
一〇	逢束	大字逢束	大字逢束、徳方、丸尾、保、槻下のうち二軒屋
一一	由良町	由良町大字由良宿	由良町
一二	大誠村	大誠村大字瀬戸	大誠村
一三	栄村	栄村大字亀谷	栄村

鳥取県智頭警察署

九	用瀬町宮原	用瀬町大字宮原	用瀬町のうち大字宮原、川中、樟原、金屋、古用、夕瀬、家の奥、安蔵、屋住、江波
一〇	佐治村	佐治村大字加瀬木	佐治村
一一	用瀬町用瀬	用瀬町大字用ヶ瀬	用瀬町のうち大字用瀬、別府
一二	鷹狩	大字鷹狩	大字鷹狩、板井原、美成、赤波

鳥取県宝木警察署

一一	日置村巡査駐在所	日置村大字山根	日置村
----	----------	---------	-----

鳥取県宝木警察署

一一	青谷町山根	青谷町大字山根	青谷町のうち大字山根、早牛、河原、小畑
----	-------	---------	---------------------

鳥取県倉吉警察署

一一三	灘手村	灘手村大字別所	灘手村
-----	-----	---------	-----

鳥取県倉吉警察署

一一三	倉吉市尾原	倉吉市尾原	倉吉市のうち尾原、北年、穴沢、別所、鋤、谷、津原
-----	-------	-------	--------------------------

鳥取県黒坂警署

七	日野上村生山	日野上村大字生山	日野上村のうち大字生山、丸山、霞
八	多里村	多里村大字多里	大字矢戸、宮内、三榮、河上
九	山上村	山上村大字茶屋	山上村

鳥取県溝署

八	岸本町	岸本町大字番原	岸本町のうち大字番原、福岡、小林、清原、口別所、久古、須村、眞野、大原、丸山
九	岸本	大字岸本	大字岸本、上細見、立岩、吉定、押口、吉長一區、小野、小町、金廻
一〇	大殿	大字大殿	大字大殿、遠藤、坂長、岩屋谷、吉長二區

鳥取県溝署

八	八郷村	八郷村大字久古	八郷村
九	大幡村	大幡村大字岸本	大幡村
一〇	幡郷村	幡郷村大字大殿	幡郷村

鳥取県米子警署

四一	西伯町福成	西伯町大字福成	西伯町のうち大字福成、境、清水川、阿賀
四二	原	大字原	西鍋倉、綿屋、大字原、倭、北方、猪木路、与一谷
四三	法勝寺	大字法勝寺	大字法勝寺、落合、武信、馬場、道河内、徳長、代採、福頼、掛相、馬佐良、鴨部
四四	能竹	大字能竹	大木屋、上中谷、大字能竹、下中谷、入金、中、東上
四五	会見町市山	会見町大字市山	会見町のうち大字市山、浅井、高姫、井上、御内谷、朝金、池野、鶴田、狹名、金田
四六	天万	大字天万	大字天万、寺内、三崎、宮前、田住、諸木

鳥取県米子警署

四一	天津村	天津村大字福成	天津村
四二	大田村	大田村大字原	大田村
四三	法勝寺村	法勝寺村大字法勝寺	法勝寺村
四四	上長田村	上長田村大字能弁	上長田村、東長田村
四五	賀野村	賀野村大字市山	賀野村
四六	手間村	手間村大字天万	手間村

鳥取県警察署

七	伯南町生山	伯南町大字生山	伯南町のうち大字生山、丸山、霞
八	矢戸	大字矢戸	大字矢戸、宮内、三榮、河上
九	多里村	多里村大字多里	多里村
一〇	伯南町茶屋	伯南町大字茶屋	伯南町のうち大字茶屋、笠木、福壽実、福万来、佐木谷

に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八條第二項第三号の規定により、毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十年六月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 期日及び場所

昭和三十年七月八日 午前十時より

倉吉市広瀬町 倉吉保健所講堂

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

科 目

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

但し、農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

2 実地試験

科 目

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。但し、農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

三 手 続

受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）に定める受験申請書に五百円の収入証紙をはり付け、次の書類を添えて昭和三十年六月二十三日までに所轄保健所長に提出すること。

1 履歴書

2 戸籍抄本

3 写真（申請前六箇月以内に脱帽で上半身を撮影した手札型の台紙のないもの）二葉

別 記

(一) 黄燐、硫化燐及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(二) シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ベルリン青黄血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びに

これらのいずれかを含有する製剤を除く。

(三) 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色、ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、汞汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

(四) ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(五) 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。

(六) 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

(七) 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

(八) クロロピクリン及びこれを含有する製剤。

(九) 砒弗化水素酸塩類。

(十) 銅塩類。但し雷銅を除く。

(十一) 二硫化炭素及びこれを含有する製剤。

(十二) バリウム化合物。但し硫酸バリウムを除く。

(十三) ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。

(十四) ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン2%以下を含有するものを除く。

(十五) 硫酸及びその含有物。但し、硫酸10%以下を含有するものを除く。

(十六) テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤。

(十七) ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤。

(十八) ジエチルパラニトロフェテルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

(十九) デメチルパラニトロフェテルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

(二十) エチルパラニトロフェテルチオベンゼンホネイト及びこれを含有する製剤。

(二十一) モノフルオール醋酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。

(二十二) プロムメチル。

(二十三) ニー四―ジニトロ六―シクロヘキシールフェノール。但し一五%以下を含有する製剤を除く。

(二十四) ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ペンタクロルフェノールとして五%以下を含有するものを除く。

(二十五) ニーイソプロピル―四―メチルピリミジール六―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

(二十六) ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町